



KPMG Web seminar

日本人マネジメント向け タイの法律・会計・税務の 集中基礎講座<その2>

January 2021 / Global Japanese Practice KPMG in Thailand

日本人マネジメント向け タイの法律・会計・税務の集中基礎講座～第2日～

本日の予定

時間(タイ時間)	項目	講師
14:00	ご挨拶	三浦
14:05	付加価値税 (VAT)	伊藤
14:25	関税	伊藤
14:40	源泉税	柴田
14:55	<休憩>	
15:00	法人税	柴田
15:50	まとめ	三浦・宮田



付加価値税の 基礎

伊藤 進

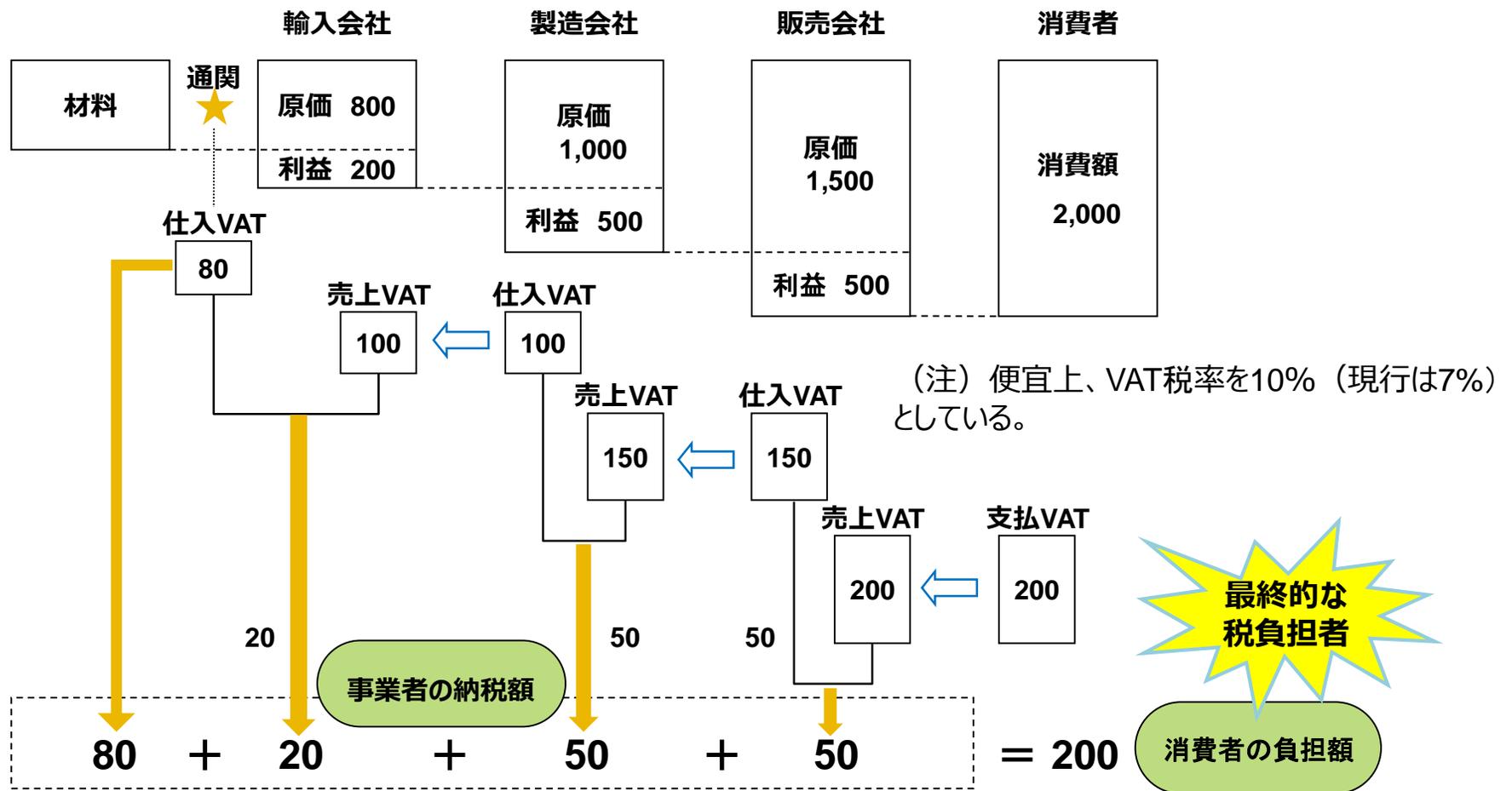
Associate Director, Tax

付加価値税(VAT)の基礎

1. 付加価値税(VAT)の仕組み
2. 課税取引区分
3. 税額の計算
4. VATの納付手続き
5. VATの還付・繰越の手続き
6. 優良輸出企業・登録輸出企業
7. 課税点
8. タックスインボイス
9. タックスインボイスの修正
10. 注意が必要な取引

1. 付加価値税(VAT)の仕組み

VATの納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> タイ国内で物品の販売やサービス提供を行う事業者
VATの負担者	<ul style="list-style-type: none"> 最終消費者（個人）



2. 課税取引区分

	取引区分	取引例	対応する仕入VAT
VATの課税対象取引	普通税率（現行7%）課税取引	<ul style="list-style-type: none"> タイ国内での物品の販売 タイ国内でのサービス提供 物品及びサービスの輸入 	控除可
	ゼロ税率（0%）課税取引	<ul style="list-style-type: none"> 物品の輸出 国内で提供、国外で使用されるサービス 保税倉庫間取引 	
VATの課税対象とならない取引	非課税取引	<ul style="list-style-type: none"> 農産物、動物、肥料、飼料等の販売 新聞、定期刊行物、教科書の販売 不動産の貸付 	控除不可
	特定事業税の課税対象取引	<ul style="list-style-type: none"> 不動産の販売 銀行業、ファイナンス業、証券業 銀行類似業務（金銭貸付、債務保証等） 	
	国外の取引	<ul style="list-style-type: none"> 三国間貿易取引（販売物品がタイを経由しない取引） 国外で提供、国外で使用されるサービス 	

3. 税額の計算

① 売上VAT

VATの課税対象取引
(±) 市場価格を課税標準とする取引 (無償又は低廉による物品販売・サービス提供、 棚卸差損 等)
(-) 課税標準に含めない取引 (販売時における値引、景品・サンプルの提供等)
(-) ゼロ税率 (0%) 課税取引 (物品の輸出、国内で提供・国外で使用されるサービス等)

$$\text{課税標準} \times \text{税率 (現行7\%)} = (A)$$

原則としてタックスインボイスに記載された売上VATの合計額

② 仕入VAT

VATの課税対象取引
(-) 控除が認められない仕入VAT (交際費に係る仕入VAT, 乗用車等の購入又はリースに係る仕入VAT等)
(-) VATの課税対象外取引のための仕入VAT (非課税取引・特定事業税の課税対象取引・国外の取引のための仕入VAT)

$$\text{課税標準} \times \text{税率 (現行7\%)} = (B)$$

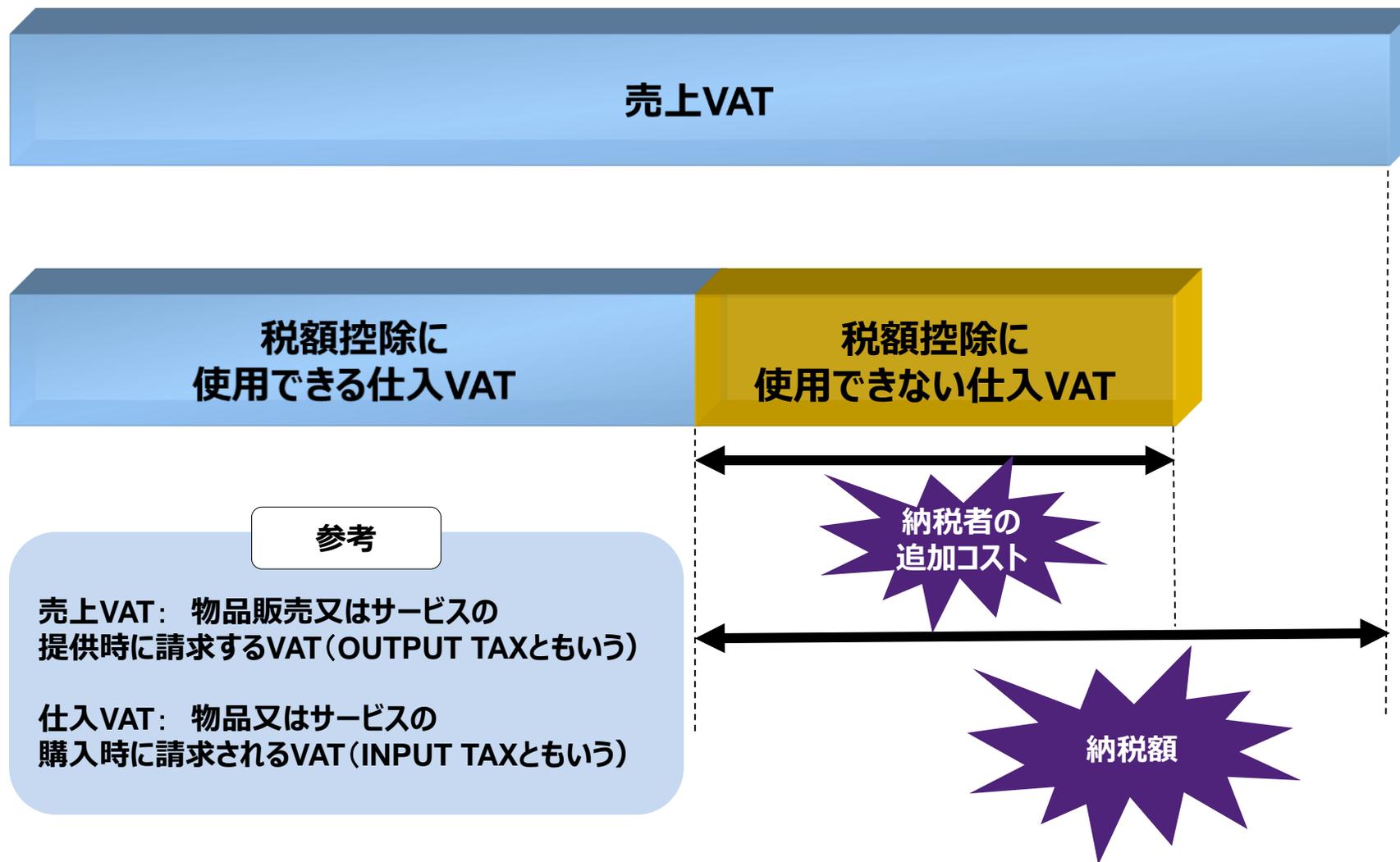
原則としてタックスインボイスに記載された仕入VATの合計額

③ VATの納付額

(A) - (B) = VATの納付額(A) < (B) となる場合には、還付請求もしくは翌月以降の売上VATと相殺)

3. 税額の計算

税額控除に使用できない仕入VAT（次頁参照）により、納税者の追加コストが発生



3. 税額の計算

以下の仕入VATは、売上VATから控除できない

(Revenue Code Sec.82/5 & D.G.Notification on VAT No.17)

①取引証明書であるTax Invoiceがない又はTax InvoiceによるVATの徴収を立証できない場合

②記載事項に誤りや不備があるTax Invoiceに基づくVAT

③事業に直接関係しない支出に係るVAT

④交際費に係るVAT

⑤Tax Invoiceの発行資格のない者が発行したTax Invoiceに基づくVAT

⑥その他

- ・乗用車又は10人乗り以下のバスの購入・ハイヤー・パーチェス・リースに係るVAT（専門業者は除く）
- ・スーパー等の簡易Tax Invoiceに基づくVAT
- ・VAT非課税事業で使用するために購入した物品・サービスに係るVAT etc.

⑦事前印刷又はパソコン打出しによらないTax Invoiceに基づくVAT（発行者氏名・住所・納税者番号）

法人税計算上の留意点

(Revenue Code Sec.65ter. 6 bis)

上記の「税額控除に使用できない仕入VAT」のうち、④と⑥については、損金算入が認められている。

4. VATの納付手続き

- タイのVATの課税期間は月単位。
- Tax invoiceに基づき、当月の売上VATと仕入VATの差額を集計し、申告フォーム（Phor.Phor.30）を用いて翌月15日までに納付する。



Tax Invoice方式

全てのVAT取引は、Tax Invoiceを使用して立証しなければならない。

Tax Invoiceの発行者

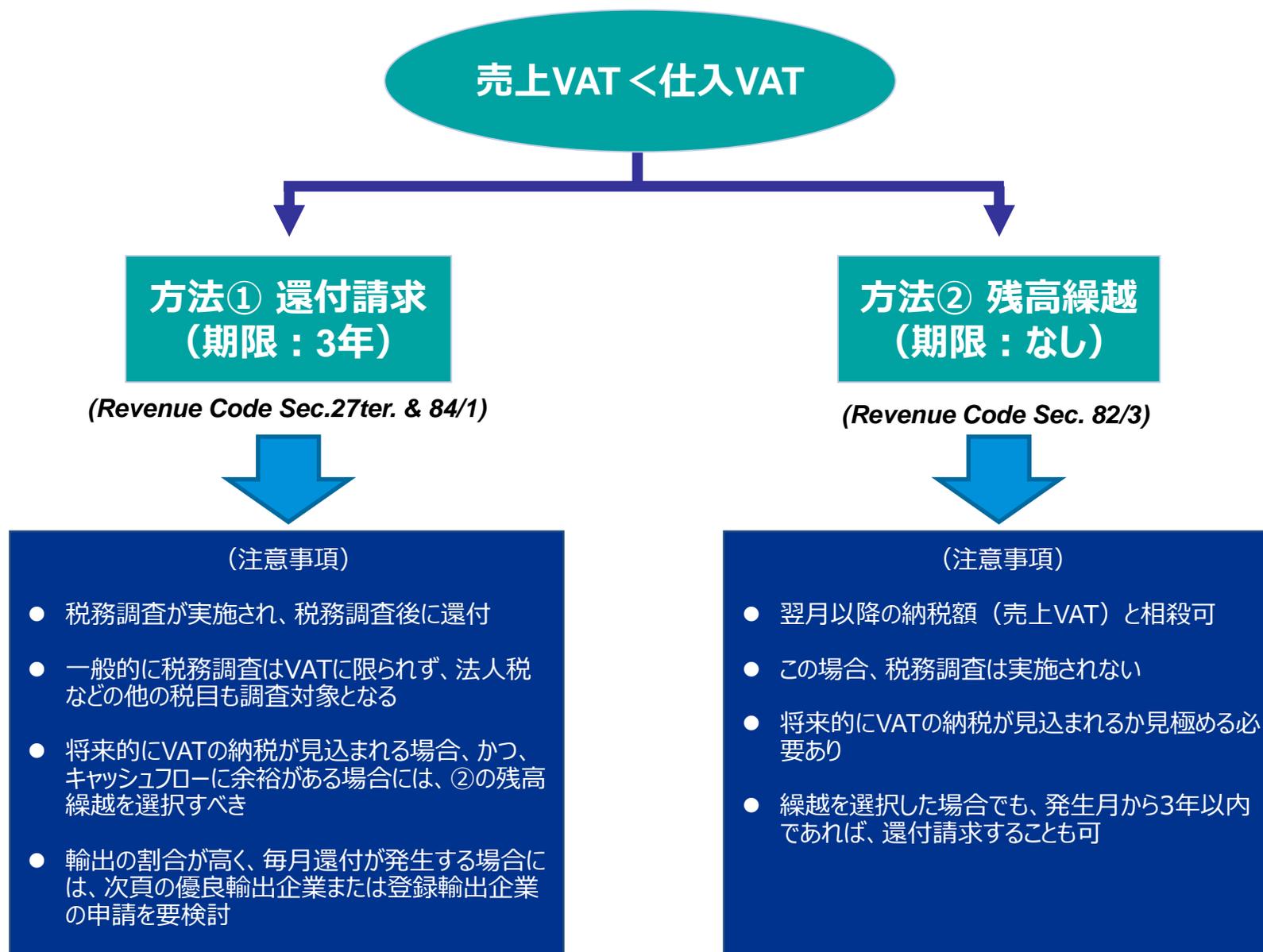
Tax Invoiceは、**原則として供給者**が発行する義務がある。

例外

物品の輸入…**輸入者**が通関時に関税局へVATを支払う。
→「関税局の発行した領収書」がTax Invoiceになる。

サービスの輸入…**輸入者**がサービス料を支払った翌月に歳入局へVATを支払う。
→「歳入局の発行した領収書」がTax Invoiceになる。

5. VATの還付・繰越の手続き

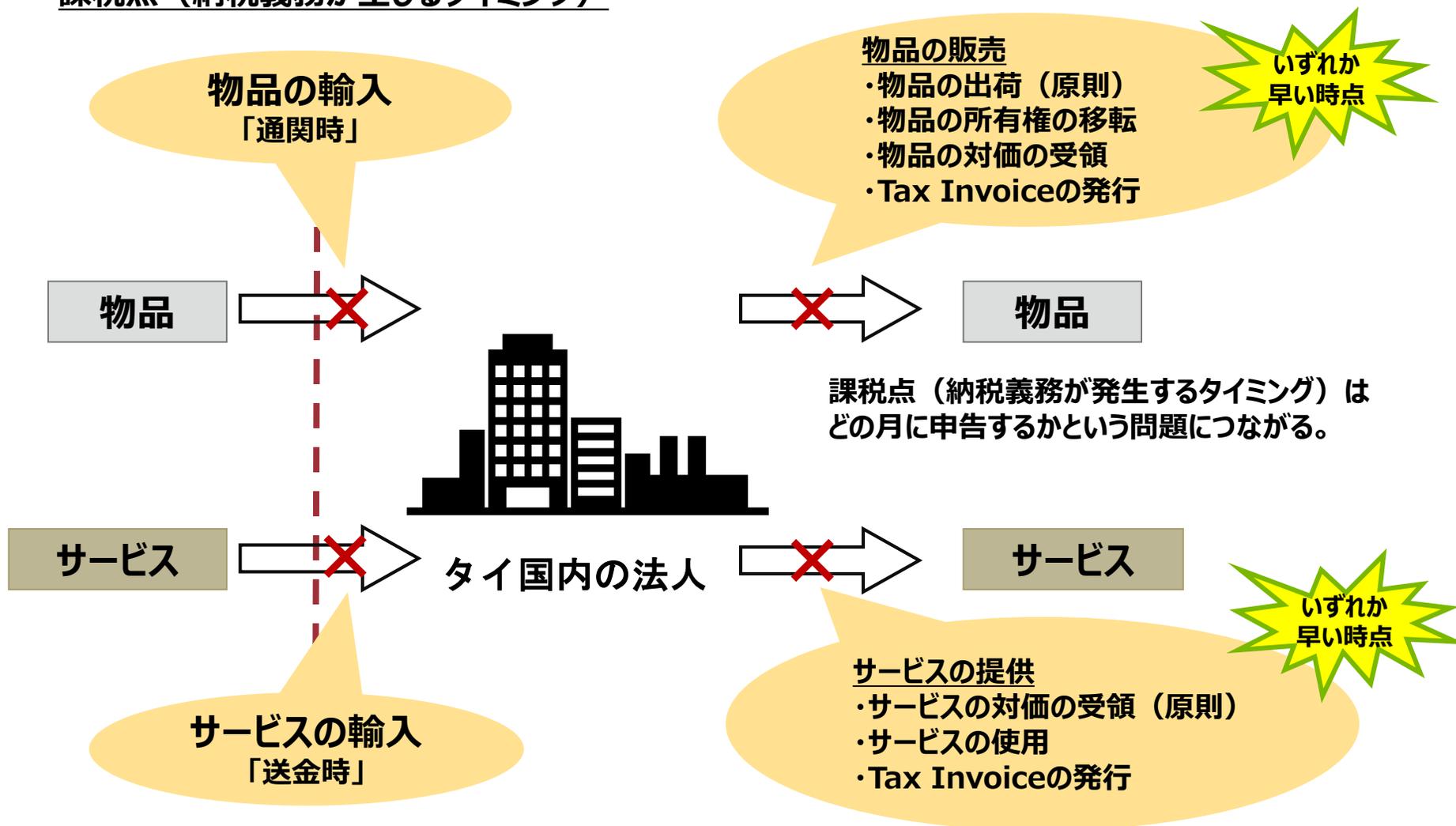


6. 優良輸出企業・登録輸出企業

	優良輸出企業	登録輸出企業
恩典内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 税務調査無しに各月のVATの申告期限から45日以内に還付が実施される。 2. VATの申告をインターネットで行う場合、各月のVATの申告期限から15日以内に還付が実施される。 <p>※ 上記の取り扱いは、歳入局から承認を得た月から2年間有効（更新には歳入局の調査が再度実施される）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 税務調査無しに各月のVATの申告期限から60日以内に還付が実施される。 2. VATの申告をインターネットで行う場合、各月のVATの申告期限から30日以内に還付が実施される。 <p>※ 上記の取り扱いは、歳入局から承認を得た月から2年間有効（更新には歳入局の調査が再度実施される）</p>
申請要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. タイの法人でVATの登録事業者であること 2. 払込資本が1千万バーツ以上であること 3. 直近12ヶ月の製品の輸出割合が70%以上であること（もしくは50%以上かつ関税局のゴールドカード保有者であること） 4. 不動産の所有権を有し、事業を安定・継続的に営んでいること 5. 直近の貸借対照表が債務超過となっていないこと 6. 良好な納税履歴があり、過去に租税回避行為を行っていないこと 7. 商工会やプライベート機関・組織・団体（例：Federation of Thai Industries, Thai Chamber of Commerce）のメンバーであること <p>※ 申請時には歳入局により税務調査が実施される</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. タイの法人、パートナーシップ又は個人でVATの登録事業者であること 2. 直近12ヶ月の製品の輸出割合が50%以上であること 3. 不動産の所有権を有し、事業を安定・継続的に営んでいること 4. 直近の貸借対照表が債務超過となっていないこと 5. 良好な納税履歴があり、過去に租税回避行為を行っていないこと 6. 商工会やプライベート機関・組織・団体（例：Federation of Thai Industries, Thai Chamber of Commerce）のメンバーであること <p>※ 申請時には歳入局により税務調査が実施される</p>

7. 課税点（納税義務が生じるタイミング）

課税点（納税義務が生じるタイミング）



8. タックスインボイス

Tax Invoiceの記載要件

(Revenue Code Section 86/4, 86/6)

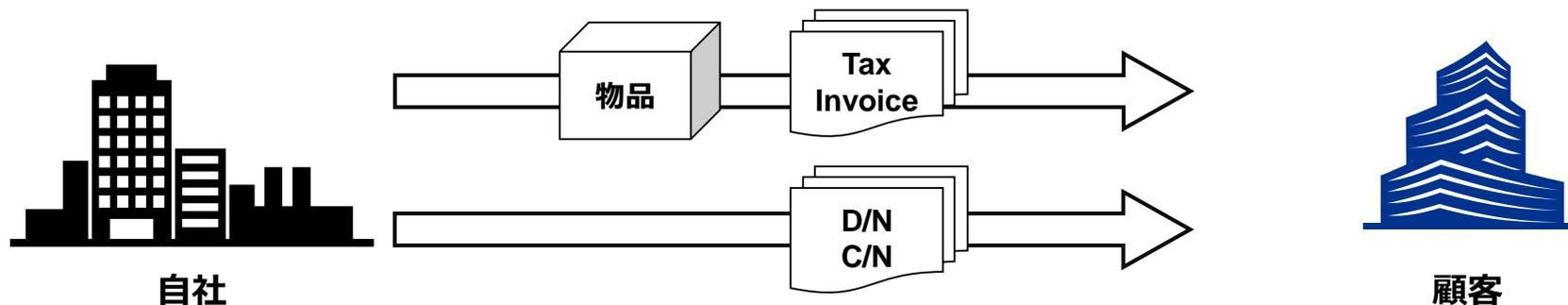
- ①「Tax Invoice」という記載
- ②発行者の名称、住所および納税者番号
- ③商品・サービスの購買者の名称、住所、事業所（本店/支店）及び納税者番号
- ④Tax Invoiceの番号（あれば冊番も）
- ⑤商品・サービスの名称、種類、区分、数量および価格
- ⑥VAT金額（商品・サービスの本体価格と分けて記載）
- ⑦Tax Invoiceの発行日付
- ⑧局長が定めるその他の事項（他の書類との同時発行、支店発行の場合はその旨記載）

※基本的にタイ語、タイバーツおよびタイもしくはアラビア数字を用いることが求められる。

※小売業の場合、記載要件の一部が省略される。

9. タックスインボイスの修正

(Revenue Code Sec.82/9, 82/10, D.G.Notification No.82 & Departmental Instruction No.Paw.80/2542)



【売上を増額修正（値増し）する場合】

【売上を減額修正（値下げ）する場合】

Debit Note (D/N)

当初合意していた販売数量/サービスよりも多くの数量/サービスを販売/提供した場合

計算ミスにより請求不足があった場合

タックスインボイスの修正に対する歳入局のスタンスとして

- ・ 値上げは幅広く解釈
- ・ 値下げは厳密に解釈

Credit Note (C/N)

提供した物品/サービスが、当初合意していた条件と異なる場合、瑕疵がある場合、不十分である場合

計算ミスにより過大請求があった場合

物品に瑕疵があったり、サンプルや事前の説明と異なるため、合意に基づき返品がなされた場合

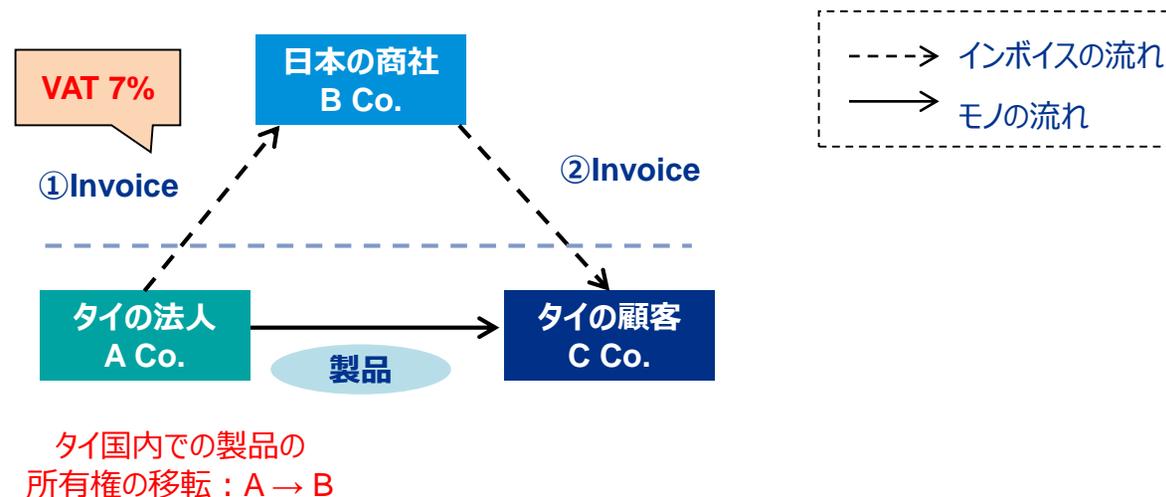
その他歳入局長が定めた事由（法的な補償要求、合意に基づく前受金等の返還、合意に基づく交換等）

10. 注意が必要な取引

1. 外国法人を介した取引

- タイのVAT法上、以下のような取引を行った場合、請求先が海外であったとしても、引渡し（所有権の移転）がタイ国内で行われていることから、VAT（7%）の課税対象取引に該当する。
- VATの輸出免税（0%）が適用されるのは、あくまで物品が物理的に輸出されたものに限られる（輸出通関書類の保存が必要）ため、このような取引においてタイ法人がタックスインボイスを発行していなかった場合、税務調査時にVAT本税とともに最大200%のペナルティ（+延滞税）が課される可能性がある点に留意が必要。

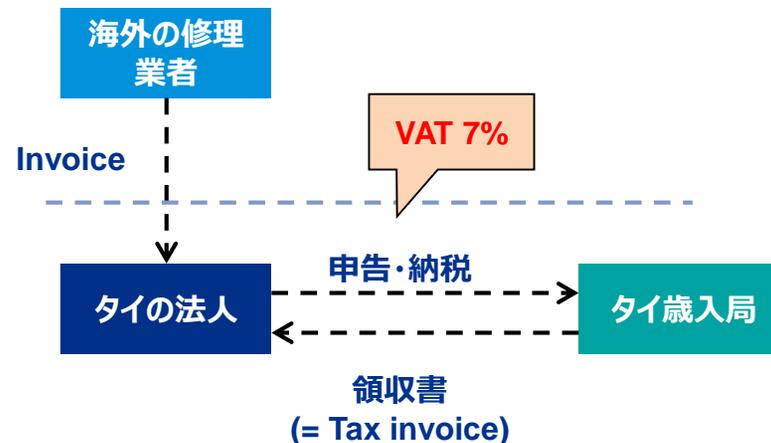
外国法人を通じた販売



10. 注意が必要な取引

2. サービスの輸入取引

- タイ法人が海外の修理業者へ製品の修理を依頼し、その修理代金の請求を受けた場合、その海外の修理業者はタイのVAT登録事業者ではないため、VATは請求されない。一方、当該サービス(製品の修理)は、海外で提供されているものの、タイ国内にて使用されるものであるため、VATの課税対象取引となる。
- この場合、VATの登録事業者であるサービスの購入者(タイ法人)が、当該修理代金を支払った月の翌月7日までに、一定の申告フォーム(Phor.Phor.36)を用いて、VATを自己申告・納付(セルフ・アセスメントという)しなければならない。
- これにより支払ったVATは、タイ法人において仕入VATとして売上VATと相殺が可能のため、実質的にはキャッシュフローの影響のみ。
- なお、このVATの取り扱いは、タイ法人が日本の親会社へロイヤリティを支払う場合にも同様に適用されるため注意。





関税の基礎

伊藤 進

Associate Director, Tax

関税の基礎

1. 関税額の計算
2. 取引価格の評価
3. 関税調査

2. 取引価額の評価

取引価額法 (Transaction Value Method)

「輸入貨物の取引時に買手から売手に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格」= 現実支払価格

控除費用

- 輸入申告日後の据付け、組立、整備、技術指導に関する役務
- 輸入港到着後の運賃・保険料等
- 関税その他の課徴金



* インボイス上に含まれていない場合：

保険料 = FOB価額 × 1%

船舶運賃 = FOB価額 × 10%

} みなし加算
(取扱通達 No.35/2543)

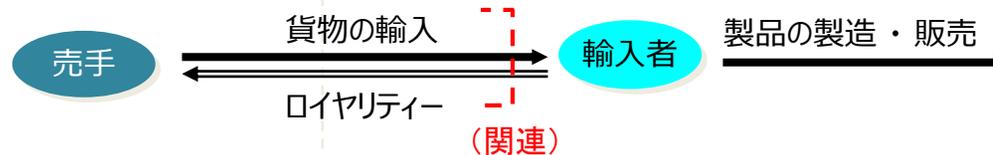
2. 取引価額の評価

現実支払価格 + 加算要素

- 容器等の費用： 輸入貨物と一体をなすものとして取扱われる容器の費用
- 補助品の費用： 輸入貨物に組み込まれた材料、コンポーネント、部品等の費用
- 運送費その他： 保険料、輸入港までの輸送費、積み下ろしその他の費用
- 支払手数料： 手数料及び仲介料



- ロイヤリティー： 輸入貨物に関連するロイヤリティー・ライセンス料



- リベート： 輸入貨物の再販売、処分または使用により得られる収益で売手に帰属するもの



3. 関税調査

関税調査厳格化の背景

通常の輸出入申告手続きでは、通関作業を迅速化するために、税関職員による詳細な審査がなされることはない ⇒ 徴収漏れ防止措置としての通関後検査

通関時書類の遡及的検査



物品の通関申告額の正当性

適切な関税コードの適用の是非

通関書類の整備・不備

BOI免税恩典の適用手続の妥当性

FTAによる域内関税の引き下げや様々な国との自由貿易協定の締結

⇒ 関税収入の減少

⇒ 関税徴収効率の引き上げ策を強化

最近では、関税局と歳入局の間でお互いのデータベースへのアクセスが可能となっている模様。これにより海外送金にかかる源泉徴収税の納税記録（PND.54）を関税局が事前に把握することが可能であり、本社からの輸入品にかかる関税と、本社に支払うロイヤリティーの関連性を関税調査において問われるケースが増えている。

3. 関税調査

よく見受けられる指摘事項

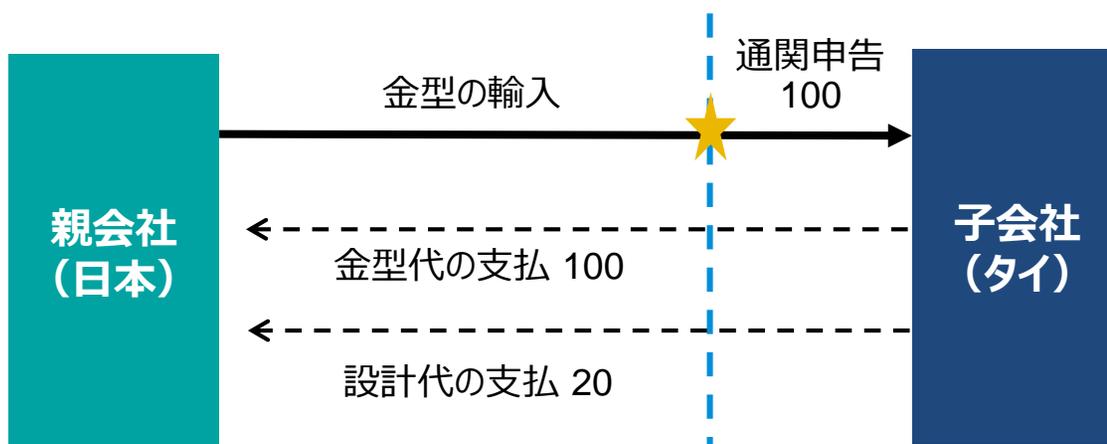
- **ハンドキャリー**による持ち込み品についての無申告・税金未納
- **クーリエ便による輸入品**の無申告・税金未納（サンプル品・部材の輸入など）
- **誤ったHSコードの使用**
- **通関書類と他の書類との不整合・書類の不備**
- **BOI免税恩典**の利用に関わる手続き上の不備
 - 投資奨励法第36(1)条による免税材料の国内売上げ時の関税未納
 - 間接輸出の場合の書類の不備又は不整合
 - スクラップ材に関する記録の不備

3. 関税調査

よく見受けられる指摘事項

(通関申告時に関税評価額に加算すべきもの)

- 輸入物品に付属して輸入される容器、材料、部品
- 輸入物品の製造に使用された工具、治具、金型の価額
- 輸入物品に関するコミッション、リベート、その他手数料
- 輸入物品に関連するロイヤリティー、ライセンス料などの支払額
- 輸入物品を製造するために必要とされたエンジニアリング、開発、装飾、デザイン、企画、図面作成などの作業のために発生した費用



3. 関税調査

関税及びVATのペナルティ

税金の種類	要因		金額	備考
ペナルティ	過少申告	輸入関税	不足税額の50%~400%	交渉により 軽減される 場合もある
		輸入VAT	不足税額の100%	
	無申告 (密輸・ハンドキャ リー)	輸入関税	(輸入物品の関税評価額 + 輸入関税 + 輸入 VAT) × 400%	
		輸入VAT	不足税額の100%	
	輸入規制品に関する違 反	-	500,000バーツ以下のペナルティ	
	虚偽申告・書類偽造	-	500,000バーツ以下のペナルティ	
延滞税	納付遅延	輸入関税	不足税額 × 1% / 月 (不足税額の100%が限度)	交渉でも軽 減されない
		輸入VAT	不足税額 × 1.5% / 月 (不足税額の100%が限度)	



源泉税の基礎

柴田 智以

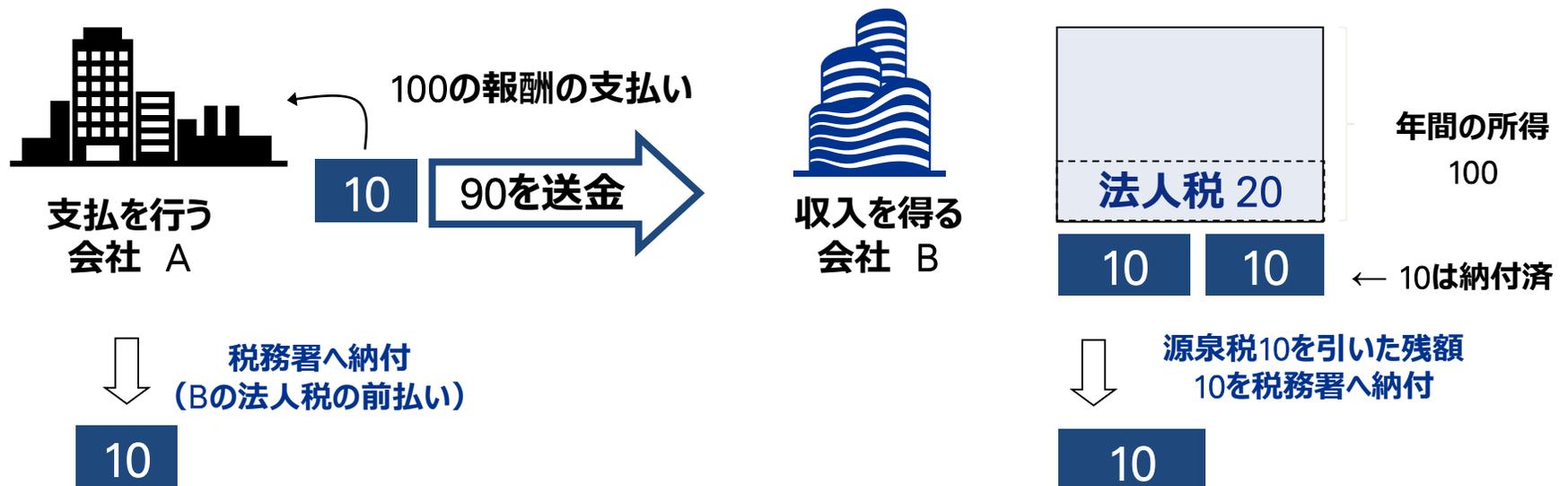
Partner, Tax

源泉税の基礎

1. 源泉税の仕組み
2. タイ国内取引にかかる源泉税
3. 源泉税の還付問題
4. 日本法人との取引にかかる源泉税

1. 源泉税の仕組み

源泉徴収制度は、所得が発生したタイミングで納税を要求する個人所得税や法人税の前払いシステム



- 政府にとって、より確実かつ安定的に税収を確保することを可能にするシステム
- 非居住者（国外の個人・法人）への一定の取引にかかる支払も課税対象
- 所得の支払者が徴収・納税義務を負う（義務を怠った場合には、徴収すべきであった税額に対して月1.5%の延滞税が課される）

2. タイ国内取引にかかる源泉税

(1) タイ国内の法人への支払い

根拠条文等		支払の内容	税率
タイ歳入法	Departmental Regulations No.Taw.Paw.4/2528		
—	Clause 3	特定一次製品の売却代金	0.75%
第40条 (2)	Clause 3/1	仲介手数料・コミッション等	3%
第40条 (3)	Clause 3/2	ロイヤリティ	3%
第40条 (4)(a)	Clause 4	利子	1%
第48条 (4)(b)	Clause 5	配当金	25%以上の議決権株式を保有する株主への配当 (持合いの場合を除く)
			上記以外の配当
第40条 (5)(a)	Clause 6	資産のリース料	船舶 1% 船舶以外 5%
第40条 (6)	Clause 7	専門職サービス料	3%
第40条 (7)(8)	Clause 8/12	請負業務代金	3%/5%

2. タイ国内取引にかかる源泉税

(1) タイ国内の法人への支払い

根拠条文等		支払の内容	税率
タイ歳入法	Departmental Regulations No.Taw.Paw.4/2528		
第40条 (8)	Clause 9	コンテスト等の賞金	5%
—	Clause 10	広告料	2%
—	Clause 11	水産物の売却代金	1%
第40条 (8)	Clause 12/1	その他のサービス料 (ホテル・レストラン・生命保険料除く)	3%
—	Clause 12/2	販売奨励目的の報酬・ディスカウント・ その他の便益	3%
—	Clause 12/3	生命保険以外の保険料	1%
—	Clause 12/4	国内運送料 (公共の輸送を除く)	1%

2. タイ国内取引にかかる源泉税

(2) タイ国内の個人への支払い

根拠条文等		支払の内容	税率
タイ歳入法	Departmental Regulations No. Tar. Paw. 4/2528		
第40条(1), 第50条(1)	—	給与賃金、退職金	0-35% 累進税率
第40条(2), 第50条(1)	—	役員報酬	0-35% 累進税率
第40条(4), 第50条(2)	—	配当金	10%
第40条(6), 第50条(4)	—	政府機関が支払うレンタル料・専門職サービス料、請負代金等	1%
第40条(8), 第50条(5)	—	不動産の売却代金	0-35% 累進税率 (一定の計算方法による)
第40条(5)	Clause 6	資産のリース料	船舶 1% 船舶以外 5%
第40条(6)	Clause 7	専門職サービス料	3%
第40条(7)(8)	Clause 8	請負業務代金	3%

2. タイ国内取引にかかる源泉税

(2) タイ国内の個人への支払い

根拠条文等		支払の内容	税率
タイ歳入法	Departmental Regulations No.Taw.Paw.4/2528		
第40条(8)	Clause 9	コンテスト等の賞金	5%
—	Clause 10	芸能人	5%
—	Clause 11	広告料	2%
—	Clause 11	水産物の売却代金	1%
第40条(8)	Clause 12/1	その他のサービス料 (ホテル・レストラン・生命保険を除く)	3%
—	Clause 12/2	販売奨励目的の報酬・ディスカウント その他の便益	3%
—	Clause 12/4	輸送サービス料	1%

3. 源泉税の還付問題

タイでは、サービス料・請負報酬・リース料などに源泉税が課されるため、会社の主たる事業が源泉税の対象となる場合、毎年源泉税の還付請求を行わなければならない

【年間売上1000、年間費用900の建設業のケース】

売上	1000
費用	<u>900</u>
利益（課税所得）	100
法人税年税額（20%）	20
源泉税既納付額	<u>(30)</u>
確定還付額	(10)

- 請負報酬には3%の源泉徴収がされるため、顧客により30の源泉徴収課税済み
- 利益率10%の会社は、還付請求が必要になる
- 還付請求時は必ず税務調査が行われる

【年間売上1000、年間費用850の建設業のケース】

売上	1000
費用	<u>850</u>
利益（課税所得）	150
法人税年税額（20%）	30
源泉税既納付額	<u>(30)</u>
確定納付額	0

- 請負業の場合、還付請求 = 税務調査を回避するためには、現行の源泉税率3%、法人税率20%でが適用される限り、15%以上の利益率を確保しなければならない

4. 日本法人との取引にかかる源泉税

所得の種類	内容	日本法人への支払い				
		タイ国内法		日タイ租税条約		結論
配当所得	利益の配当	歳入法40条(4)(b) 歳入法50条(2)(e)	10%	第10条	15% / 20%	10%
	支店からの利益送金	歳入法70条の2 所得税率表(2)(d)	10%	議定書5条	所得源泉地 (タイ) での課税を認める	10%
	減資のうち利益剰余金と法定準備金相当額	歳入法40条(4)(d) 歳入法50条(2)(a)	15%	第10条	15% / 20%	15%
	解散時剰余金の分配	歳入法40条(4)(f) 歳入法50条(2)(a)	15%	第10条	15% / 20%	15%
利子所得	利子 (金融機関等への支払を除く)	歳入法40条(4)(a) 歳入法50条(2)(a)	15%	第11条	25%	15%
ロイヤリティ	ロイヤリティ (知的財産権の使用料等)	歳入法40条(3) 歳入法50条(2)(a)	15%	第12条	15%	15%
	技術指導料 – ノウハウの移転を伴う – ノウハウの移転を伴わない	歳入法40条(2) 歳入法50条(1)	15%	第7条	PEなければ 課税なし	PEなければ 課税なし
その他所得	人的役務提供サービス	歳入法40条(2) 歳入法50条(1)	15%	第7条	PEなければ 課税なし	PEなければ 課税なし
	請負報酬 – タイにPEがない外国法人への支払 – タイにPEがある外国法人への支払	歳入法40条(7),(8) 歳入局規則No. Taw. Paw.4/2528 8項,12項	5% 3%	第7条	PEなければ 課税なし	PEなければ 課税なし 3%
	資産のレンタル料/リース料	歳入法40条(5)(a) 歳入法50条(3)	15%	第7条第8項 第20条	所得源泉地 (タイ) での課税を認める	15%
株式譲渡所得	株式その他資産の売却益	歳入法40条(4)(g) 歳入法50条(2)(a)	15%	第13条	所得源泉地 (タイ) での課税を認める	15%

4. 日本法人との取引にかかる源泉税

日本親会社



人的役務・サービスの提供



タイ子会社



タイの源泉税について租税条約を適用する場合、特別な手続は不要

(将来の税務調査にて租税条約の定めに従っているか検証されるのみ)

活動とコストの内容	日タイ租税条約	支払	経費項目
特殊技術、製造工程 特許の使用等	第12条 ロイヤリティ	← 15%	ロイヤリティ
技術指導、設計・開発 製造ライン立上げ支援	第12条 ロイヤリティ	← 15%	技術指導料・出張者費用
システム・ソフトウェアの貸与 (著作権の使用料に該当)	第12条 ロイヤリティ	← 15%	ITシステム費用
システムのメンテナンス	第7条 事業所得	←	ITメンテナンス費用
機械等の修理・メンテナンス	第7条 事業所得	←	修理メンテナンス費用
営業活動、顧客開拓	第7条 事業所得	←	販売促進費
財務・経理・人事・総務等のバックオフィス業務、内部監査、生産管理等	第7条 事業所得	←	マネジメントフィー・出張者費用
機械等のリース	第20条 其他所得	← 15%	リース料



法人税の基礎

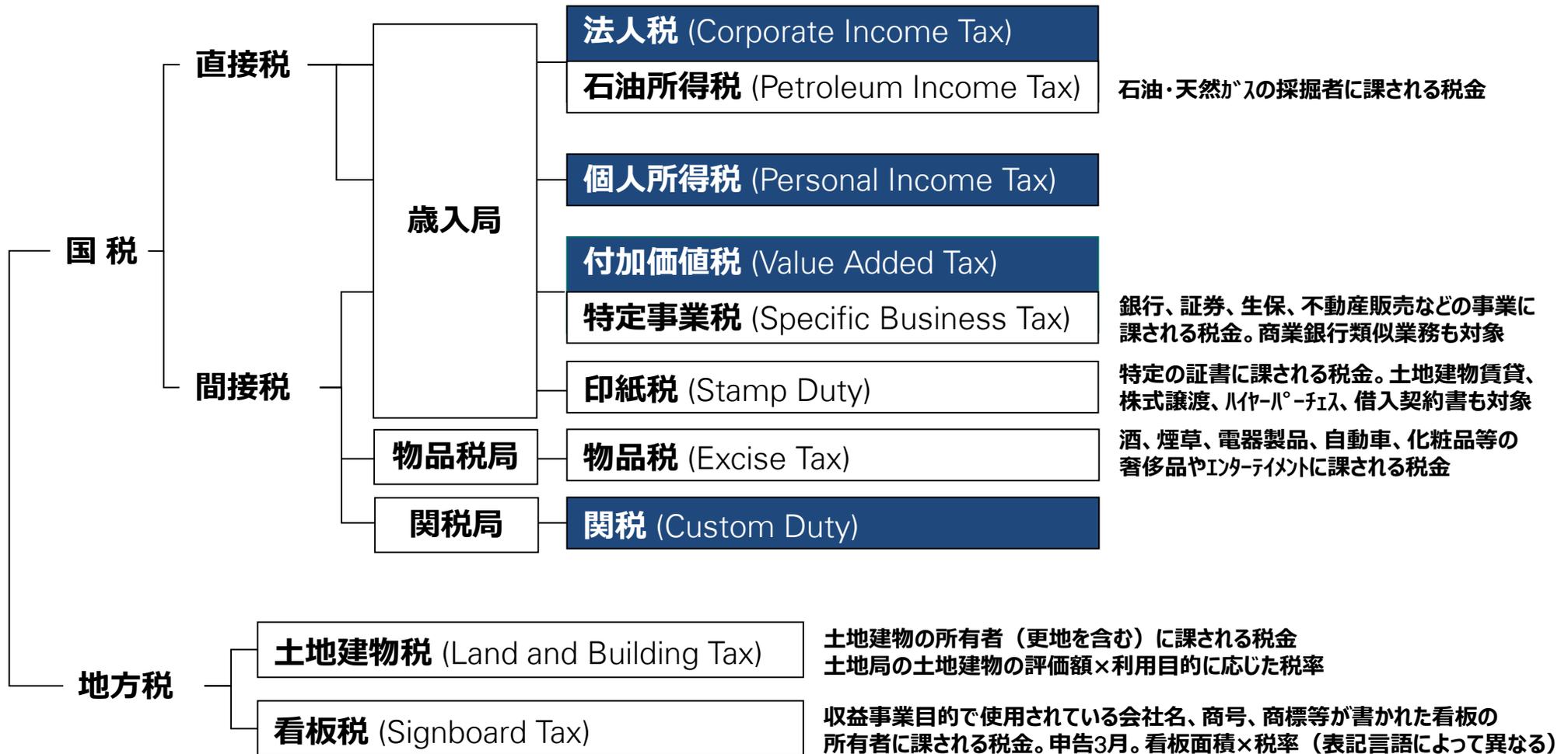
柴田 智以

Partner, Tax

法人税の基礎

1. タイ税制の概要
2. 法人税の計算方法
3. 法人税の申告・納付手続き
4. 主な損金不算入項目
5. 固定資産の減価償却
6. 受取配当金
7. BOIの投資奨励
8. 移転価格税制
9. 税務調査

1. タイの税制の概要



2. 法人税の計算方法

課税所得の計算方法

会計上の税引前当期利益		1,000
1. 益金算入項目 (加算)	100	
例：受贈益		
2. 損金不算入項目 (加算)	400	500
例：交際費		
3. 益金不算入項目 (減算)	(200)	
例：受取配当金		
4. 損金算入項目 (減算)	(100)	(300)
例：特別償却費		
当期課税所得		1,200
5. 税務上の繰越欠損金		(200)
課税所得 (A)		1,000
法人税年税額 (B) = (A) x 20%		200
源泉税額 (C)		(20)
中間納付額 (D)		(80)
差引法人税額 (B) - (C) - (D)		100

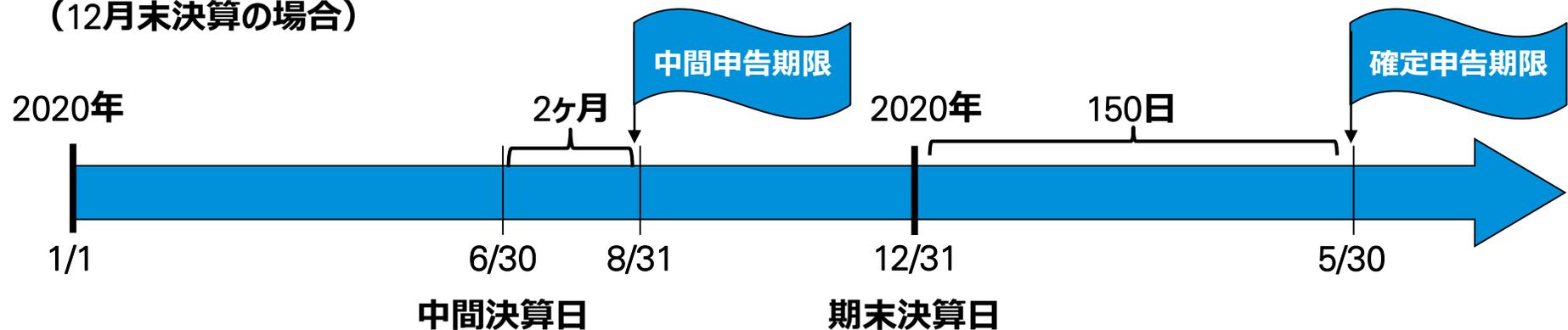
項目 及び 内容	例
1. 益金算入項目 会計上は収益計上なし 税務上は収益を認識する	<ul style="list-style-type: none"> ・無償または低廉譲渡等による受贈益 ・市場価格をベースとするみなし収益 ・前受金の入金
2. 損金不算入項目 会計上は費用を計上 税務上は費用を認識しない	<ul style="list-style-type: none"> ・引当金 / 未実現損失 ・交際費 (損金算入限度額を超える部分) ・支払先を証明できない費用
3. 益金不算入項目 会計上は収益を計上 税務上は収益を認識しない	<ul style="list-style-type: none"> ・受取配当金
4. 損金算入項目 会計上は費用計上なし 税務上は費用を認識する	<ul style="list-style-type: none"> ・税務上の特別償却費 (一定の研究開発用設備の初年度 40%償却等)
5. 税務上の繰越欠損金 その事業年度の課税所得計算の結果、課税所得が欠損 (マイナス) となった場合には、その欠損金は翌期以降 5 年間にわたって繰越可。	

3. 法人税の申告・納付手続き

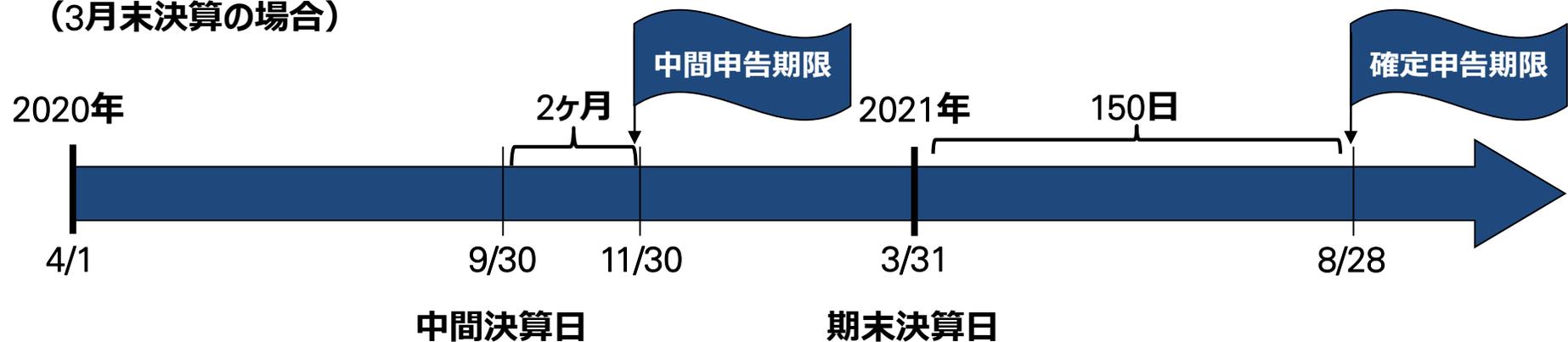
中間申告と確定申告

法人税は、中間と期末の年2回、申告・納付する必要がある
(但し、設立事業年度や解散事業年度など、事業年度が12カ月未満の場合は中間申告不要)

(12月末決算の場合)

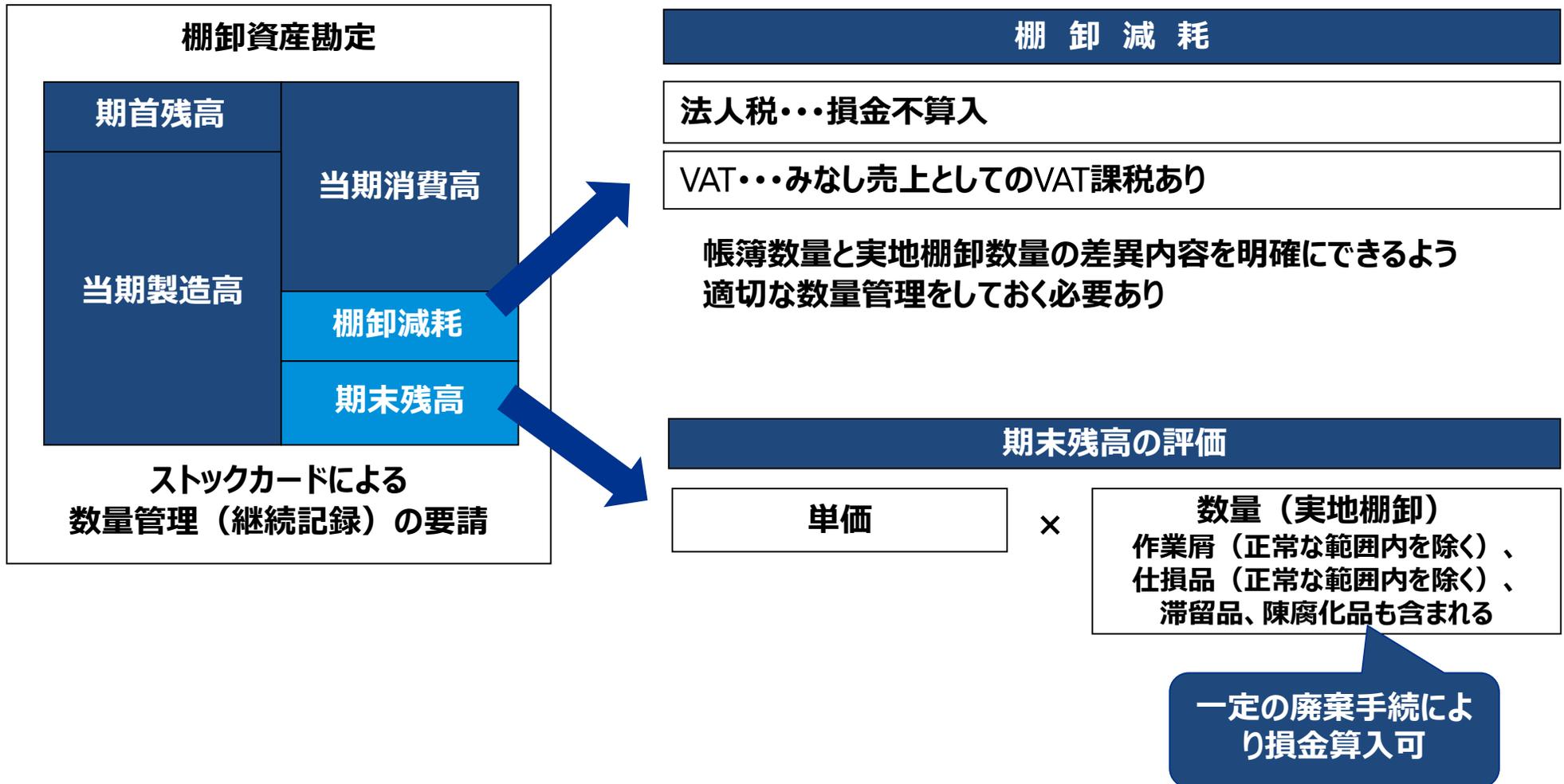


(3月末決算の場合)



4. 主な損金不算入項目

棚卸資産の廃棄損等



4. 主な損金不算入項目

交際費

限度額を超える交際費は損金不算入

(Ministerial Regulation No.143)

交際費とは

- ・通常の商慣習として必要な接待やサービスに関する費用
 - 従業員に対するものは除く（業務上、従業員の同席が必要な場合は交際費に含まれる）
 - 名目はさまざま（宿泊費、飲食費、遊興費、ゴルフ等）
 - 贈答については、1人1回あたり2,000バーツを超えないこと

損金算入の要件

- ・取締役や管理職員による承認を受けたものであること
- ・領収書等により支払いを立証できるもの

損金算入限度額

- ・総売上と資本金のいずれか大きい額の0.3%（上限10百万バーツ）

4. 主な損金不算入項目

寄付金

損金算入できる寄付金は限定される

(歳入法第65条の3)

損金算入可能な寄付金の種類

(Notification of the Director-General of Revenue Dept.No.44)

- ◆ 公共慈善および歳入局長の定める指定団体への公共の福祉に寄与する団体
 - ・自然保護、環境保護、遺跡保護、公害・環境汚染の防止など
- ◆ 歳入局長が定める教育・スポーツ振興に寄与する寄付金
 - ・教育機関、図書館、研究機関、奨学金、Athletic Authority of Thailand への寄付金など

損金算入の対象となる指定団体とは

- ◆ 王室・政府プロジェクト、タイ赤十字、寺院、公立病院、公立の教育機関
- ◆ 所得税及び付加価値税に関する省令 No.2に定められている団体

損金算入限度額

損金算入可能な寄付金の種類のそれぞれについて、寄付金控除前の税務上の課税所得の2%を限度として、支出した現金または物品の寄贈について損金算入を認める。

4. 主な損金不算入項目

租税公課

次に掲げる租税公課については損金の額に算入されない。

(歳入法第65条の3, Board of Taxation Ruling No.40/2560)

損金算入可能な租税公課	損金不算入となる租税公課
<ul style="list-style-type: none">・ 特定事業税、印紙税、関税、土地建物税、看板税・ 外国税金（外国税額控除を受けない場合）・ 交際費、車両等に係る仕入VAT（※）・ 社会保険料延滞金（月2%）	<ul style="list-style-type: none">・ 法人税・ 全ての税法に基づき課される加算税・延滞税・罰金・ 印紙税に係る過怠税・ 外国税金（外国税額控除を受ける場合）・ 源泉所得税（法人所得税の前払であるため）・ 仕入VAT（左記の仕入VATを除く）

※ VATの税額控除が認められない仕入VATのうち以下のもの

<ul style="list-style-type: none">・ 交際費に係る仕入VAT（損金算入限度額の範囲内に限る）・ 乗用車又は定員10人未満のバスの購入又はリース費用、並びに関連付随費用（損害保険料は除く）に係る仕入VAT（但し、車両の販売業及びリース業の場合を除く）	<ul style="list-style-type: none">・ 略式タックスインボイスに基づく仕入VAT・ VATの非課税事業のために支出した費用、物品等の購入に係る仕入VAT など
--	--

4. 主な損金不算入項目

貸倒損失

貸倒償却の対象となる債権

(Ministerial Regulation No.186)

特定の債権に対する個別引当 (営業活動及び事業運営上生じた債権) (取締役等に対するものは含まれない)	下記要件を満たすもの	損金算入	○
	それ以外	損金算入	×
債権総額に対する一定率による一般引当		損金算入	×

損金算入の要件

基本的に裁判所の関与が必要

50万バーツ超の債権	50万バーツ以下の債権	10万バーツ以下の債権 (一定の金融機関の場合20万バーツ)
<p>①以下の理由により未だ支払がない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡または失踪宣告があり、かつ支払に充てる財産がない(保証人含む) ・債務者の事業停止かつ先順位の優先権者の債権額が債務者の財産よりも大きい 	<p>①同左</p>	<p>適宜督促等の諸策が行われて いるが未だ支払がなく、かつ 回収見込額以上の訴訟費用が 見込まれる</p>
<p>②裁判所の強制執行または債務履行命令</p>	<p>②民事訴訟または支払請求の受理</p>	
<p>③裁判所による破産手続開始後の和解成立</p>	<p>③破産手続開始の申立の受理</p>	

4. 主な損金不算入項目

乗用車にかかる費用

乗用車及び定員10名未満のバスのリース料や減価償却費については、一定額を超える金額は損金不算入

(勅令No.315)



乗用車

リースの場合

月額36,000円を超えるリース料は損金算入不可



定員10名未満のバス

購入の場合

取得価額のうち累計で100万円を超える減価償却費は損金算入不可

5. 固定資産の減価償却

税務上の減価償却費の計算

定額法を前提とした減価償却限度額（残存価額ゼロで計算）

（勅令No.145）

資産の種類		償却率	耐用年数
建物（建物本体及び建物と不可分の部分）		5%	20年
仮設建物		100%	1年
借地権等の賃借権、 特許権、著作権、営業権、 商標権、技術使用权 その他の権利	使用期間に関する 契約がないもの	10%	10年
	使用期間に関する 契約があるもの	契約期間	契約期間
コンピュータ及び周辺機器		33%	3年
その他の資産		20%	5年

- ・ 歳入法には償却方法に関する規定がないため、会計上の償却方法に従う。
- ・ 勅令で定める資産の種類ごとの耐用年数と償却率の関係から、定額法が通常の償却方法として想定されているが、会計上、定額法以外の償却方法を採用していても、上記の耐用年数よりも長い期間で償却が終了するような償却方法であれば、各年度の損金として容認される。
- ・ 上記の償却率を2倍した率を各期首の残存簿価に乗じて算定する方法（特殊定率法）も上記の耐用年数内で償却が終了する限りにおいては、適用できるものとされている。

5. 固定資産の減価償却

固定資産に関する留意事項

取得価額	<ul style="list-style-type: none">償却資産の取得価額の定義は明確でなく、会計上の取扱いを準用建設期間中の借入利子の取得価額への算入は、税務上強制される少額固定資産の取扱いに関する規定なし
残存価額	<ul style="list-style-type: none">税務上の残存価額はゼロであるが、通常、除却まで1パーツを備忘価額として残す会計上は任意
期中取得	<ul style="list-style-type: none">期中に取得した資産については、日割計算により減価償却費を計算
除却	<ul style="list-style-type: none">単に使用を中止した場合でも、減価償却は継続しなければならない欠陥がある場合には、廃棄事実を示す書類と会計監査人の証明を要件として損金算入可税務調査でのトラブルを避けるため、棚卸資産の廃棄に準じた手続を行うべき
中古資産	<ul style="list-style-type: none">中古資産に関する耐用年数の規定がないため、通常の新品と同様に取扱う
少額資産	<ul style="list-style-type: none">金額の大小に関係なく、1年以上使用する資産はすべて固定資産に計上し、減価償却を実施しなければならない但し、実務上は事務手続の簡素化のため、固定資産に計上する基準額を決める
変更手続	<ul style="list-style-type: none">減価償却方法の変更または耐用年数の変更には、歳入局長の事前の許可が必要

6. 受取配当金

受取配当金の益金不算入

受取配当金は、配当を支払う法人側で既に法人税が課されているため、二重課税を排除する目的で一定の益金不算入（税務上は収益として認識しない）措置が設けられている。（歳入法第65条の2、勅令No.442）

配当を受領する会社		上場会社	非上場会社
タイ国内の法人から受領する配当	配当を支払う会社の議決権株式の25%以上を保有する場合（注） （互いに株式を持合う場合を除く）	全額 益金不算入	全額 益金不算入
	BOIの投資奨励によって法人税が免除される場合の、その免税期間中にその免税所得から支払われる配当	全額 益金不算入	全額 益金不算入
	その他の場合（注）	全額 益金不算入	½を 益金に算入
海外の法人から受領する配当	以下の全ての要件を満たす場合 ・配当を支払う会社の発行済株式の25%以上を配当受領日前6か月以上保有していること ・配当を支払う会社の所在地国の法人税の実効税率が15%以上であること	全額 益金不算入	全額 益金不算入
	その他の場合	全額を益金に算入	全額を益金に算入

（注） 配当支払会社の株式を配当受領日の前後3か月（計6ヶ月）以上継続して保有しない場合は、全額 益金算入となる。

7. BOIの投資奨励

タイの投資委員会（Board of Investment (“BOI”））が認可したプロジェクト（BOIプロジェクト）に与えられる法人税の免除等のインセンティブ

最初の売上計上日



法人税の免除

法人税の50%減免

免税期間中の損失

免税期間後の5年間繰越し

免税所得を原資とする配当の源泉税10%の免除

投資奨励地域でのBOIプロジェクト外にかかる運送費、水道光熱費の10年間の二重の所得控除

適用要件

年度末から120日以内に免税申請書に監査報告書を添付してBOIに申請

法人税の申告書に記載

株主総会にて承認
配当通知・議事録に明示

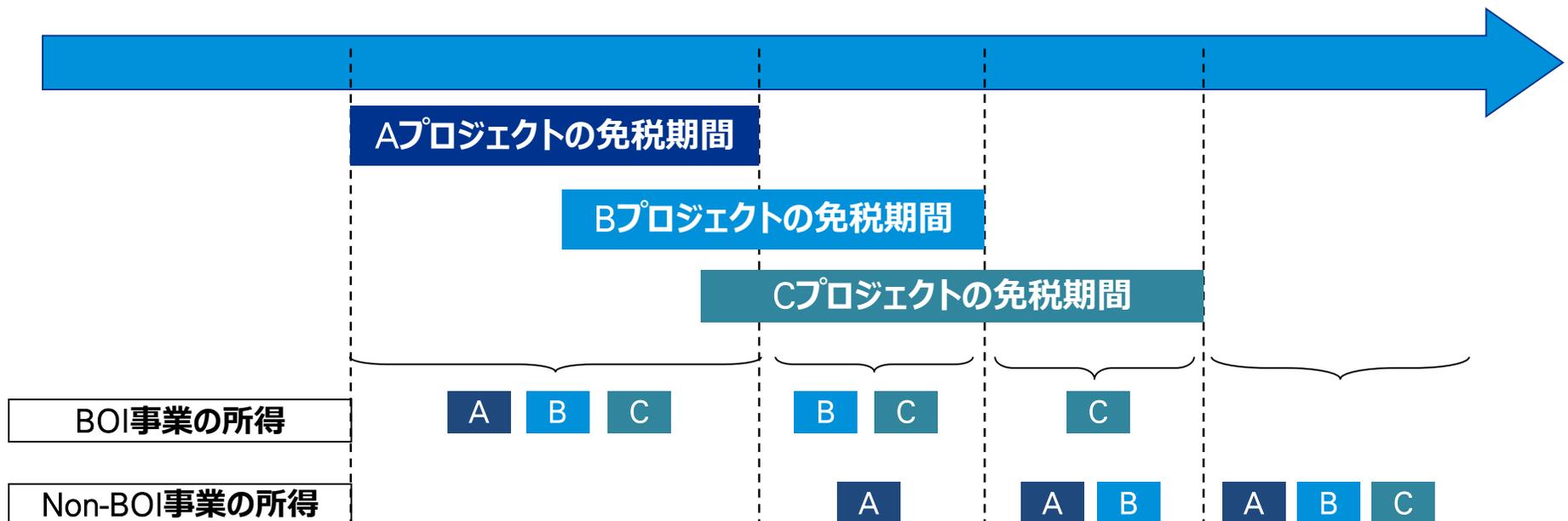
法人税の申告書に記載

7. BOIの投資奨励

法人税の計算方法

BOI事業とNon-BOI事業に分けた損益計算が必要

- BOIプロジェクト別に収益・費用を集計する
- 共通費用は、売上・面積・従業員数等の合理的な基準により配分する
- 預金利息は、BOI事業の損益に算入できる（BOI事業の売上の2%を上限とする）



7. BOIの投資奨励

繰越欠損金の計算方法

(1) BOI事業のみの場合

X1 期	所得 / 損失
BOI事業	▲30

→ 法人税の免税期間終了日から5年間、繰越欠損金として使用可

(2) BOI事業（1プロジェクトのみ）とNon-BOI事業がある場合

X1 期	所得 / 損失
BOI事業	▲30
Non-BOI事業	50
合計	20

投資奨励法第31条

その事業年度のBOI事業から生じた損失は、Non-BOI事業の所得と相殺

$$x \text{ 法人税率 (20\%)} = 4$$

X1 期	所得 / 損失
BOI事業	▲50
Non-BOI事業	30
合計	▲20

投資奨励法第31条

その事業年度のBOI事業から生じた損失は、Non-BOI事業の所得と相殺し、相殺しきれない損失は、その免税期間終了日から5年間、繰越欠損金として使用可

→ 法人税の免税期間終了日から5年間、繰越欠損金として使用可

7. BOIの投資奨励

(3) BOI事業（2プロジェクト以上）とNon-BOI事業がある場合

(BOI告示No.9/2559)

X1 期	所得 / 損失
BOI事業 (A)	▲50
BOI事業 (B)	30
Non-BOI事業	100
合計	80

BOI事業間で相殺 (▲20)

BOI事業とNon-BOI事業を相殺 (80)

x 法人税率 (20%) = 16

X1 期	所得 / 損失
BOI事業 (A)	▲50
BOI事業 (B)	30
BOI事業 (C)	▲10
Non-BOI事業	▲100
合計	80

BOI事業間で相殺 (▲30)

BOI事業(A)の繰越欠損金▲25は免税期間終了日から5年間使用可

BOI事業(C)の繰越欠損金▲5は免税期間終了日から5年間使用可

→ 翌期以降5年間、繰越欠損金として使用可

BOI事業(B)の所得30を(A)と(C)の損失の金額に応じて配分する

7. BOIの投資奨励

法人税の免税期間終了時の留意点

終了時点の損益確定

期中(免税期間は操業開始月から起算する) に法人税の免税期間が終了する場合、終了時点で損益を確定する必要がある

繰越欠損金の確認

法人税の免税期間中にそのBOI事業から生じた損失は、その事業年度のNon-BOI事業の所得と相殺し、相殺しきれない損失は、その法人税の免税期間終了日から更に5年間、繰越欠損金として使用できる

配当政策

法人税の免税期間終了後6ヵ月以内までは免税所得を原資とする配当の源泉税が免除されるため、免税期間終了後6ヵ月以内に配当実施を検討する必要がある

税務調査

法人税の免税期間終了後に税務調査が行われるケースが多く見受けられるため、税務調査に耐える資料・体制が整っているかの検討が必要

8. 移転価格税制

2019年1月1日以降開始事業年度（2019年度）より移転価格税制が開始

項目	概略
対象者	その会計期間の売上が 2億バーツ以上 の法人
必要な手続き	1) その会計期間中の関連者間取引の有無を問わず、その会計年度の末日から150日以内に Transfer Pricing Disclosure Form をタイ歳入局に提出 2) タイ歳入局の要求に応じて 移転価格文書（ローカルファイル） を提出できるよう保管
関係会社の範囲	1) 一方の法人が、他方の法人の株式の総数又は出資金額の50%以上を直接又は間接に保有する関係にある法人 2) 同一の者によってそれぞれの株式の総数又は出資金額の50%以上を直接又は間接に保有される関係にある法人 3) 一方の法人が資本・経営・支配権の観点において、他方の法人に依存しなければならない関係にある法人（実質支配関係にある法人）
移転価格文書の提出期限	上記の対象者で関係会社間取引を有する会社は、税務当局から通知を受領した日から 60日以内 に移転価格文書を提出しなければならない ただし、初めて税務当局から移転価格文書の提出要求通知を受領した場合には、その作成期間を考慮し、その受領日から 180日以内 とされる

8. 移転価格税制

項目	概略
移転価格文書の作成言語	指定なし
罰則	合理的な理由なしに提出期限を守れなかった場合、不完全もしくは誤った文書を提出した場合には、 20万バーツ 以下の罰金が課される。
時効	Transfer Pricing Disclosure Formの提出日（法人税申告書の提出日）から 5年 を経過した場合には、税務当局は納税者に対して移転価格文書の提出を要求できない

8. 移転価格税制

Transfer Pricing Disclosure Form

移転価格関連者取引に関する明細書

Transfer Pricing Disclosure Form (page 1)

使用通貨

パーツ その他 (内国歳入法第76条の3により歳入局長に承認された通貨)

タイ国内関連者取引

関連者の名称	納税者番号	当明細書提出者との関連者取引の有無
		無し <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 次のページに詳細をご記入ください
		無し <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 次のページに詳細をご記入ください

国外関連者取引

関連者の名称	居住地国	当明細書提出者との関連者取引の有無
		無し <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 次のページに詳細をご記入ください
		無し <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 次のページに詳細をご記入ください

8. 移転価格税制

移転価格関連者取引に関する明細書

Transfer Pricing Disclosure Form (page 2)

タイ国内関連者取引

関連者の名称	主たる事業からの収入	その他の収入	原材料・製品の仕入	土地、建物、設備等の購入	その他の費用				借入金残高	貸付金残高
					ロイヤルティ	役務提供、業務委託費	支払利息	その他		

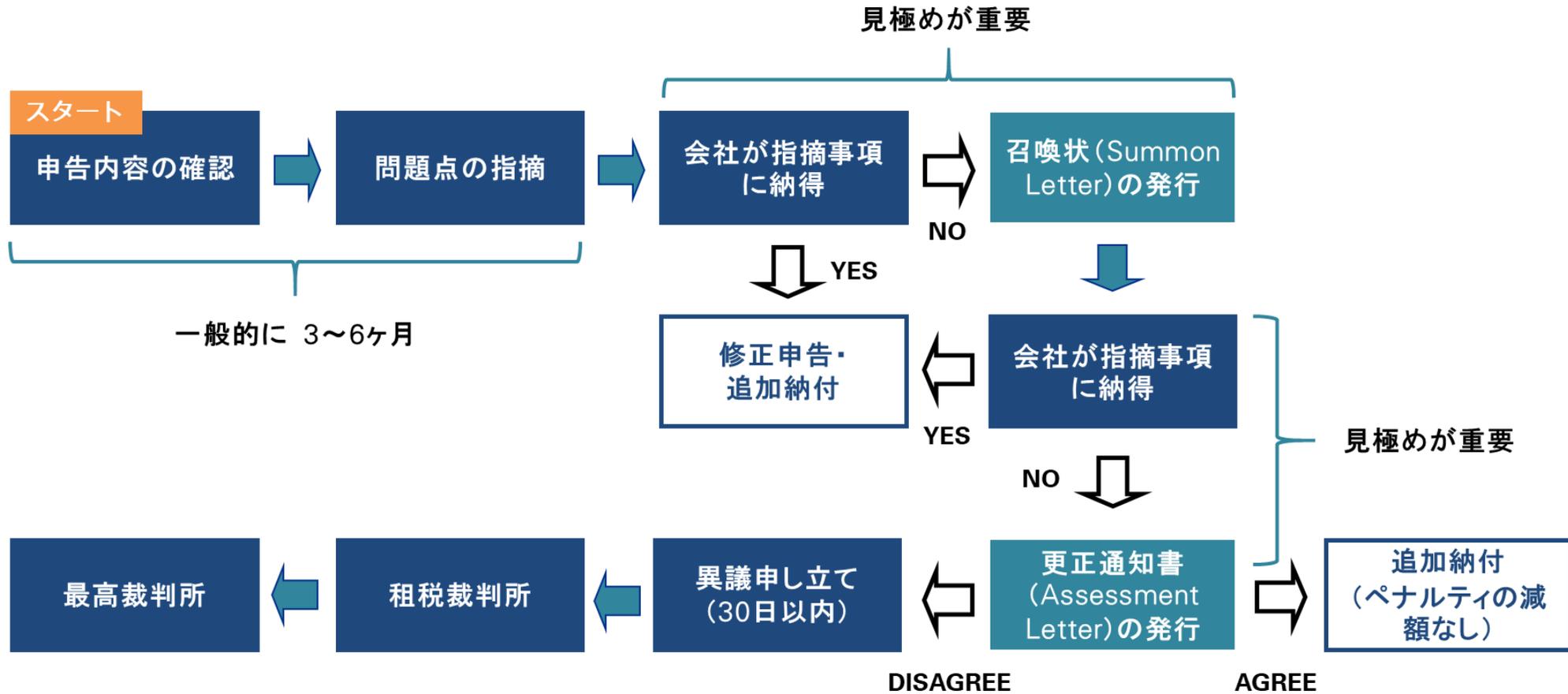
国外関連者取引

関連者の名称	主たる事業からの収入	その他の収入	原材料・製品の仕入	土地、建物、設備等の購入	その他の費用				借入金残高	貸付金残高
					ロイヤルティ	役務提供、業務委託費	支払利息	その他		

1. 当明細書を提出する納税者は会計基準に基づいた連結財務諸表作成の責任を持っていますか？ はい いいえ
2. 当明細書を提出する納税者は当事業年度においてグループ内事業再編を行いましたか？ はい いいえ
- 納税者の収入への影響 増加 減少
- 納税者の費用への影響 増加 減少
- 納税者の粗利益への影響 増加 減少
3. 当明細書を提出する納税者は関連者への無形資産の譲渡・移転がありましたか？ はい いいえ

9. 税務調査

税務調査の流れ



9. 税務調査

納付不足額に対するペナルティ

税金の種類		要因	根拠条文	金額	備考
法人税	加算税	過少申告	歳入法22条	100% (追徴税額と同額)	交渉により減額される場合もある
		無申告	歳入法26条	200% (追徴税額の2倍)	
	延滞税	納付遅延	歳入法27条	月 1.5% (上限100%)	交渉でも減額されない
VAT	加算税	過少申告	歳入法89条	100% (追徴税額と同額)	交渉により減額される場合もある
		<ul style="list-style-type: none"> ・無申告 ・Tax invoiceの不正発行 ・Tax invoiceの発行もれ 	歳入法89条	200% (追徴税額の2倍)	
	延滞税	納付遅延	歳入法89/1条	月 1.5% (上限100%)	交渉でも減額されない
源泉税	加算税	なし			
	延滞税	納付遅延	歳入法27条	月 1.5% (上限100%)	交渉でも減額されない



まとめ

KPMGタイランド 日系企業支援サービス



Audit

- ✓ 法定監査
- ✓ 四半期決算書類のレビュー
- ✓ 連結財務諸表目的のパッケージ監査/レビュー
- ✓ 国際財務報告基準/米国会計基準に基づく財務諸表の監査/レビュー
- ✓ 投資奨励委員会(BOI)の要請に基づく財務報告証明



Tax & Legal

- ✓ 法人税その他各種申告書の作成/レビュー
- ✓ 税務調査への立会いおよび対応支援
- ✓ 税務/法務問題に対するオピニオンレター
- ✓ 駐在員向け税務/法務
- ✓ 関税調査の対応支援
- ✓ PDPA対応支援
- ✓ 企業再編、買収、撤退スキームの立案/実行支援
- ✓ BOI投資奨励・外国人事業ライセンス等の支援
- ✓ 諸契約書の作成支援/レビュー
- ✓ 移転価格税制への対応支援(リスク分析/文書化)
- ✓ 二国間事前確認(APA)支援
- ✓ 移転価格税務調査対応支援



Advisory

- マネジメントコンサルティング
- ✓ 事業戦略策定
- ✓ 業務改善/業務効率化/決算早期化
- ✓ サイバーセキュリティ
- ✓ ロボティックプロセスオートメーション
- リスクコンサルティング
- ✓ 内部監査/内部統制構築支援
- ✓ 不正リスク診断/不正調査
- ✓ 内部通報制度
- ✓ 会計アドバイザリー
- ディールアドバイザリー
- ✓ M&Aアドバイザリー/セルサイドサービス
- ✓ 市場参入戦略/市場調査
- ✓ 財務/税務/法務デューディリジェンス
- ✓ ストラクチャリング支援
- ✓ 企業価値評価/PPA/PMI

日系企業に精通した日本人担当者が、タイ国内及び世界各地に展開するKPMGネットワークより適切なプロフェッショナルによるサポート体制を構築し、事業運営にかかわる諸々の問題の解決を支援します。



home.kpmg/th



Twitter: [@KPMG_TH](https://twitter.com/KPMG_TH)
LinkedIn: linkedin.com/company/kpmg-thailand
Facebook: facebook.com/KPMGinThailand
YouTube: youtube.com/kpmginthailand
Instagram: instagram.com/kpmgthailand

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.